



砂防ボランティア通信

NPO法人 大阪府砂防ボランティア協会

ごあいさつ

残暑厳しい折から、会員の皆様にはお元気で御活躍のことと存じます。本協会のために、何かと御尽力賜わりまして、誠に有難うございます。

今年の梅雨は、平年よりやや遅く近畿では6月11日に入り、前半は梅雨らしくない晴天が続き水不足も心配されましたが、後半になってようやく梅雨らしい様相を呈するようになり、九州・四国地方では豪雨となり被害も出る有様でしたが、近畿では適度の雨をもたらし、7月18日にほぼ例年通り梅雨明けしました。この間の大阪での降雨量は238mmで平年のほぼ80%であり、府下で多いところでも総雨量で287mm(箕面)、日雨量では67mm(箕面)という平穏な状況で、土砂災害も無くて済みました。

平成14～16年度で実施して参りました土砂災害危険調査では、緊急地域雇用創出特別基金事業は3ヶ年で終了致しましたが、その間に1,009箇所の調査を実施出来ました。大阪府下での急傾斜地は、全部で2,357箇所ですので、その約43%を本協会としても調査し、状況を把握することが出来たことになります。

また、この調査で現地に赴いた際に、地域住民に対して土砂災害防止についての啓発活動が行えることもあり、何とかこの調査が存続出来るように関係機関へも要望して参りました。幸い大阪府ダム砂防課を始め関係各位の御尽力によりまして、調査が続けられることになりまして、非常に有難いことだと感謝致しております。今年度は危険斜面地200箇所の調査を実施し、これに参加して頂く方は31名で、会員の6割の方に御足労をおかけすることになりますが、よろしくお願いしたいと思います。

次に当協会の事務所の件ですが、平成14年度から3年間福島区の大阪NPOプラザに置いておりましたが、今年4月から現在の場所に移しました。以前の事務所は、自立出来る迄の期間という当初からの約束でして、この3月末で明け渡すことになりました。新事務所は㈱ティーネットジャパンというコンサルタントの自社ビルで、河川ボランティア等で以前からよく利用されていたことが御縁で、ここに入所した次第です。

この事務所問題は、かねてからの懸案の一つでありましたが、この度解決出来ましたので、ここにじっくり腰を据えて、更に積極的に活動を展開して参りたいと思いますので、今後ともよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

理事長 松村 治



特定非営利活動法人 大阪府砂防ボランティア協会

〒541-0047 大阪市中央区淡路町1-6-2 TNJ大阪ビル6F

TEL/FAX 06-6208-1919

E-mail osakasabovo@tea.ocn.ne.jp

(メールアドレスも変わりました)

事業報告について

1. 平成17年度総会開催される

平成17年5月18日(水) TNJ 大阪ビルにおいて平成17年度総会が開催されました。

1) 平成16年度事業報告

16年度に実施された主な事業は

- ・ 5月10日～17年2月10日 緊急雇用事業 斜面地点検事業(290箇所)
- ・ 5月26日 平成16年度 NPO 法人総会(NPO プラザ3階)
- ・ 6月1日～9日 府市合同土砂災害危険箇所パトロール(7土木事務所42ヶ所)
- ・ 6月2日 砂防ボランティア全国の集い、
及び土砂災害防止推進の集いへ参加(愛媛県)
- ・ 6月10日 土砂災害防止月間講演会への参加(ワッハ上方)

その他、土砂災害に関する講習会、砂防施設見学会(滋賀県)、ボランティア通信(Vol.13)の発行等

2) 平成17年度事業計画

17年度の主な事業として、

- ・ 土砂災害危険斜面等の緊急診断(200箇所)
- ・ 大阪府、市町村合同土砂災害危険箇所パトロール(府下7土木事務所管内)
- ・ 砂防ボランティア全国の集い、及び土砂災害防止推進の集いへの参加
- ・ 土砂災害防止月間講演会への参加
- ・ 土砂災害に関する講習会、及び研修会
- ・ 砂防施設見学会
- ・ 砂防ボランティア通信の発行

等を実施していくことが承認されました。

理事 藤井孝雄

2. 主な事業の報告について

1) 「土砂災害防止のための活動に関する協定書」を締結する

大阪府砂防ボランティア協会定款に基づき、その目的および今後の活動を円滑かつ効率よく実施するため、大阪府と当協会の間で平成17年6月13日付け協定書を締結しました。この協定書により、活動内容として(1)二次災害防止等のための情報収集及び提供、(2)土砂災害に関する啓発活動、(3)土砂災害危険箇所及び防止施設の点検、(4)その他必要に応じ土砂災害防止に関する支援が定められました。(4)については具体的な項目が示され、特に「地元要望箇所の緊急点検」時の対応として、ボランティアによる『緊急点検チーム』を編成し、調査・点検に当たることを確認しました。

理事 丸山 明

2) 各種の協議会への参画について

砂防ボランティア全国連絡協議会

5月17日(火)に東京都(砂防会館 別館)で開催され、岡本副理事長が出席しました。

砂防ボランティア全国の集い及び土砂災害防止推進の集い

6月1日、2日に鹿児島県(黎明館、文化センター)で開催され、藤本理事が出席しました。



土砂災害防止月間講演会

平成17年6月2日(木) ワッハ上方(大阪府立上方演芸資料館)において、“みんなで防ごう土砂災害”をテーマに行われました。14名の会員が参加しました。

元永秀 大和川河川事務所長の開会挨拶に始まり、「土砂災害防止」に関する小学生の絵画・ポスターの優秀作品表彰の後、国土交通省河川局砂防部の寺田秀樹 保全調整官と(財)砂防・地すべり技術センターの松井宗広 総合防災部長の講演が行われ、福田保 大阪府土木部技監の閉会挨拶で盛会のうちに終了しました。

大阪府・市町村合同土砂災害危険箇所パトロール実施状況(7土木事務所管内)

本年度も昨年に引き続き、災害時要援護者関連施設に近接する危険箇所を重点に実施しました。

実施期間 6月7日～15日

参加人員 砂防ボランティア 13人

点検内容 急傾斜地 27ヶ所、土石流危険渓流 15ヶ所、地すべり 2ヶ所

理事 丸山 明

3. 土砂災害危険斜面地調査について

斜面地調査については、平成14年度から3年間皆様のご協力により調査を実施して参りましたが、緊急雇用事業での大阪府からの受託も完了し、新たに平成17年度から、府より「土砂災害危険斜面等の緊急診断」で委託契約を締結し、調査実施することになりました。

調査概要

イ. 過去の調査された斜面地等の点検カルテを再調査する。(200箇所)

ロ. 調査地域は、茨木、枚方、富田林、岸和田各4土木事務所管内とする。

ハ. 契約期間は4月から翌年の3月末間(調査100日)とする。

ニ. 調査体制は、会員31名・調査員は前後期各2名・事務員1名で実施する。

(会員1名・調査員2名)の3名体制

調査の特徴

- ・土砂災害防止法等に基づく、緊急避難体制の整備を行う為の基礎資料である。
- ・雨期また繁茂期を避けて調査判定が解り易い時期に実施する事にした。

当協会の危険箇所調査実績

(単位:箇所)

危険箇所	府下全体	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	調査率
	896	360	359	128	-	94.5%
	1115	-	-	162	200	32.5%

《斜面地の崩壊》



大東市



茨木市

理事 藤本光大

土砂災害に関する最近の動きについて

1. 「土砂災害防止法施行」とその進捗状況

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などソフト対策を推進しようとするものです。

平成14年度に「基礎調査マニュアル（急傾斜地）」を策定し、急傾斜地崩壊危険箇所の保全人家の無い箇所（立地抑制）から順次調査を実施しております。

引き続き基礎調査を実施していくとともに、指定の作業を進めてまいります。

2. 土砂災害相互通報システム整備について

本業務は市民と行政機関とが土砂災害に係わる各種情報を相互に通報可能なシステムを構築するものです。

平成16年度までに22市町村で着手しており、平成17年度には4市町が新たに着手する予定です。今後も未着手の7市町においても順次整備していく予定です。

3. 土砂災害ハザードマップについて

「土砂災害防止法」第7条の改正に伴い、土砂災害危険箇所をハザードマップなどの印刷物により住民に向け周知することが義務付けられました。

今後、市町村において作成して頂くようお願いしています。

4. 各地区における避難基準雨量は以下のとおりです（大阪府地域防災計画より）

（1）急傾斜地崩壊危険箇所

ア 第1次警戒体制

- ・当日雨量が100mmをこえた場合
- ・前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmをこえた場合
- ・前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmをこえた場合

イ 第2次警戒体制

第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めた場合

（2）土石流発生危険渓流

地区名	第1次警戒体制 （警戒雨量）	第2次警戒体制 （避難雨量）
豊能地区	127mm	170mm
三島地区	112mm	152mm
河内地区	90mm	146mm
南河内地区	77mm	112mm
泉北地区	98mm	134mm
泉南地区	125mm	166mm

* 土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので関係市町村が基準雨量を設定するにあたっては、渓流の特性を十分考慮し決定することとなっております。

（3）地すべり危険箇所

（1）（2）を参考に警戒活動を開始する。

以上、＜土砂災害防止に関する支援活動＞の指針として下さい。

大阪府土木部河川室ダム砂防課砂防グループ

